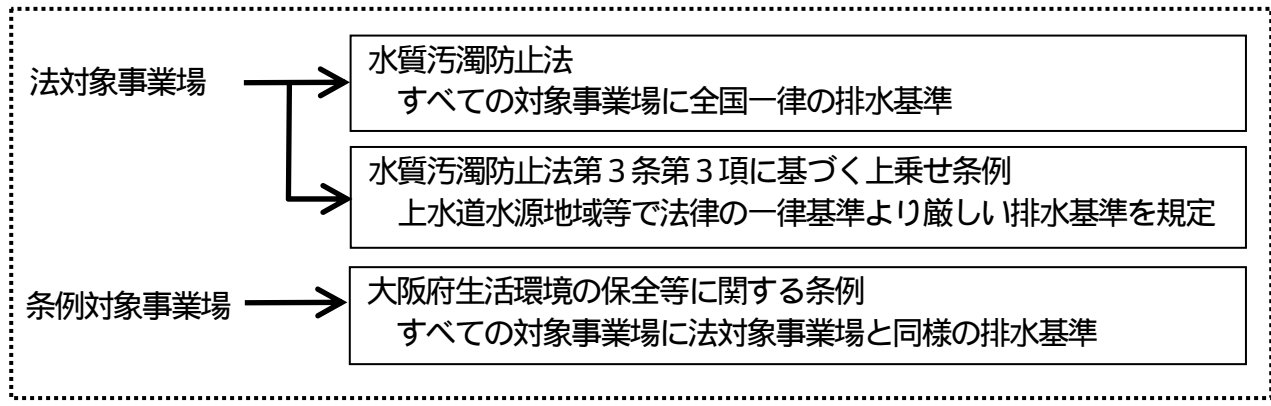


1,4-ジオキサン等の排水基準等について

本資料において、「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例
 「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)
 がミム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



今後の予定
 H22.12.1 大阪府環境審議会諮問
 H23.春～夏 大阪府環境審議会から答申
 H23.9 府議会に上乗せ条例の改正案を上程
 併せて生活環境保全条例施行規則を改正

今回検討する各物質の規制状況と見直し概要

	環境基準		排水基準			地下浸透規制		用途	毒性
	公共用水域	地下水	法対象事業場		条例対象事業場	法対象事業場	条例対象事業場		
			水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例	水質汚濁防止法	生活環境保全条例		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L (平成21年 11月設定)		新規 0.5mg/L (審議中)	今回諮問 (現在 設定なし)	同左	新規 検出しないこと (審議中)	今回諮問 (現在：設定なし)	合成皮革用・反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗淨溶剤、医薬品合成原料	腎臓・肝臓への障害、発がん性
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 0.1 mg/L (平成21年 11月見直し)		0.2mg/L 1mg/L (審議中)	今回諮問 (現在 0.02mg/L)	今回諮問 (現在 上水源 0.02mg/L その他0.2mg/L)	現在 検出しないこと (審議中)	今回諮問 (現在：検出 しないこと)	塩化ビニリデンフィルム等の合成原料	肝臓への障害
塩化ビニルモノマー	設定なし	0.002mg/L (平成21年 11月設定)	設定なし		同左	新規 検出しないこと (審議中)	今回諮問 (現在：設定なし)	ポリ塩化ビニル等の合成原料	肝臓への障害、発がん性
1,2-ジクロロエチレン	設定なし (但し シス体とし て0.04mg/L)	0.04 mg/L (平成21年 11月設定)	設定なし(但し シス体として 0.4mg/L)	設定なし(但し シス体として 0.04mg/L)	設定なし (但し シス体とし て上水源0.04mg/L その他0.4mg/L)	新規 検出しないこと (審議中)	今回諮問 (現在：設定なし)	化学合成の中間体、溶剤、抽出溶剤	血液系の障害、免疫系器官への障害

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議中